

礼記注疏訳注稿（九） — 曾子問第七（三） —

末永 高康

凡例

- 一 本稿は阮刻十三経注疏の礼記曾子問第七（曾子問曰並有喪節より曾子問曰將冠子節まで）に対する訳注稿である。ただし、音義および校勘記は省略してある。
- 二 底本は嘉慶二十年江西南昌府学開雕のいわゆる「阮刻十三経注疏本」を用いたが、八行本（『影印南宋越刊八行本礼記正義』北京大学出版社、二〇一四年による）等により底本を一部改めた部分がある。
- 三 各部分の冒頭に底本における葉数・表裏・行数を示した。疏については適宜分割して経、注の後ろに割り当ててある。
- 四 十三経注疏からの引用については、「阮刻十三経注疏本」の巻葉数を1-23（一卷二葉表三行）、4-506（四卷五葉裏六行）等の形で記しておいた。ただし、巻数、行数は省略した部分がある。

【経】（八葉表十行）

○曾子問曰、並有喪如之何、何先何後。
「書き下し文」

○曾子問ひて曰く、「並びに喪有れば之を如何せん、何をか先にし何をか後にする」と①。

①この条と関連するものとして『礼記』喪服小記 30-36 「父母之喪偯、先葬者不虞祔、待後事、其葬服斬衰」があり、その注 369 では「偯、俱也。謂同月若同日死也。先葬者母也。曾子問曰、葬先輕而後重。又曰、反葬奠、而後辭於殯、遂備葬事。其虞也先重而後輕。待後事謂如此也。」とこの条を引いている。

【現代語訳】

○曾子が質問して言う、「喪が重なった場合にはどうするのでしょうか。何を先に行い、何を後に行うのでしょうか」と。

【注】（八葉表十行）

並、謂父母若親同者同月死。

【書き下し文】

並びには、父母若しくは親同じき者同月に死するを謂ふ①。

①ここで「同月」としているのは、死月が異なれば葬月も異なることになり、以下の議論が成り立たなくなるからである。死月と葬月の関係については、『礼記』王制 12-10b「天子七日而殯、七月而葬。諸侯五日而殯、五月而葬。大夫士庶人三日而殯、三月而葬」、礼器 23-6b「天子崩、七月而葬、五重八襲。諸侯五月而葬、三重六襲。大夫三月而葬、再重四襲。此以多爲貴也」、雜記下 43-3a「士三月而葬、是月也卒哭。大夫三月而葬、五月而卒哭。諸侯五月而葬、七月而卒哭」、および『春秋左氏伝』隱公元年伝 2-21b「天子七月而葬、同軌畢至。諸侯五月、同盟至。大夫三月、同位至。士踰月、外姻至」参照。なお、『礼記』の「士三月而葬」と『左伝』の「士踰月（而葬）」に対し、鄭玄は士の場合は死月を数え込む「三月」とする（とで両者は一致するとしている。王制疏 12-11b1「按膏肓休以爲、士禮三月而葬、今左氏云踰月、於義左氏爲短。玄箴之曰、禮、人君之喪、殯葬皆數來月來日。士殯葬皆數往月往日、尊卑相下之差數、故大夫士俱三月、其實不同、士之三月及（↓乃）大夫之踰月也」（また左伝疏 2-22b6、『礼記』檀弓下 9-15a9引く『箴膏肓』を参照。1111に見える「來日」「往日」については、『礼記』曲礼上 3-4a「生與來日、死與往日。」注 4a9「與猶數也。生數來日、謂成服杖以死明日數也。死數往日、謂殯斂以死日數也。此士禮賤於大夫者、大夫以上、皆以來日數」

参照。

【現代語訳】

「並びに」とは、父母もしくは親（すなわち喪のレベル）を同じくする者が同月に死んだ場合を言う。

【疏】（八葉裏六行）

○正義曰、此一節論並有喪葬之事。各隨文解之。

【書き下し文】

○正義に曰く、此一節、並びに喪葬有るの事を論ず。各おの文に随ひて之を解す。

【現代語訳】

○正義に曰く、この一節は、喪葬が重複した場合の事を論じている。各々文に従って解釈していく。

【疏（注に対する）】（八葉裏七行）

○正義曰、並謂父母也。親同者、祖父母及世叔兄弟。云同月死、不云同日者、畧可知也。

【書き下し文】

○正義に曰く、並びには父母を謂ふなり①。親同じき者は、祖父母及び世叔兄弟なり②。同月に死するを云ひ、同日を云はざるは③、略ぼ知るべければなり。

①『儀礼』喪服の規定では「父」は斬衰三年（39-1a）、「父卒、則爲母」は齊衰三年（30-2a）、「父在、爲母」は齊衰杖期（30-6a）

となつてゐる。

①「世叔」は世父と叔父、『爾雅』積親 4-14b「父之舅弟、先生爲世父、後生爲叔父」参照。『儀礼』喪服では「祖父母」30-8b、「世父母、叔父母」30-8b、「昆弟」30-11aともに齊衰不杖期である。

③(1)で「同日」を問題にしているのは、『礼記』喪服小記鄭注 30-3b9では「謂同月若同日死也」とあるからであろう。

【現代語訳】

○正義に曰く、「並びに」とは父母（の喪が重複すること）を言う。「親同じき者」とは、祖父母及び伯父母叔父母と兄弟のことである。同月（に死んだ場合）を言つて、同日（に死んだ場合）を言わないのは、（類推して）ほぼ知ることができるからだ。

【経】（八葉裏一行）

孔子曰、葬先輕而後重、其奠也先重而後輕、禮也。自啓及葬不奠。

【書き下し文】

孔子曰く、葬は輕きを先にして重きを後にし、其の奠は重きを先にして輕きを後にするは、礼なり。啓より葬に及ぶまで奠せず。

【現代語訳】

孔子が答えて言う、「埋葬は輕い者を先にして重い者を後にし、その奠（そなえもの）は重い者を先にして輕い者を後にするのが、礼である。（輕い者の殯を）啓いてから埋葬するまでは（重い者の）奠は供えない。

【注】（八葉裏二行）

不奠、務於當葬者。

【書き下し文】

奠せざるは、當に葬るべき者に務むればなり。

【現代語訳】

（重い者の）奠を供えないのは、埋葬する（輕い）者のことに集中するからである。

【疏】（八葉裏八行）

○既父喪在殯、先葬母之時。自、從也。從啓母殯之後、及至葬柩欲出之前、唯設母之啓殯之奠、朝廟之奠、及祖奠遺奠而已。不於殯宮爲父設奠、故云、自啓及葬不奠、謂不奠父也。不奠者、不朝夕更改新奠、仍有舊奠存也。

【書き下し文】

○既に父喪は殯に在り、先ず母を葬るの時なり。自は、從（よる）なり。母の殯を啓くの後より、葬柩の出でんと欲するの前に至るに及ぶまで、唯だ母の啓殯の奠、朝廟の奠、及び祖奠遺奠を設くるのみ①。殯宮に於て父の為に奠を設けず、故に、「啓より葬に及ぶまで奠せず」と云ふは、父に奠せざるを謂ふなり。奠せずとは、朝夕に新奠に更改せず、仍ほ旧奠の存する有るなり。

①ここに見える各種の奠については、『礼記』檀弓上 7-19a「曾子弔於負夏。主人既祖、填池」の注疏を参照。注 19a2「祖、

謂移柩車、去載處、爲行始也。填池、當爲奠徹、聲之誤也。奠徹、謂徹遣奠設祖奠。」疏1963「既祖填池者、案既夕禮、啓殯之後、柩遷于祖、重先奠從柩從、升自西階、正柩于兩楹間、用夷床。鄭注38-568云、「是時柩北首。」設奠于柩西。此奠、謂啓殯之奠也。質明徹去啓奠、乃設遷祖之奠于柩西、至日側乃卻下、柩載於階間、乘輿車載訖、降下遷祖之奠、設於柩車西、當前束時、柩猶北首、前束近北。前束者、謂棺於車束有前後、故云前束。乃飾柩、設披屬引、徹去遷祖之奠、遷柩嚮外而爲行始、謂之祖也。婦人降即位于階間、乃設祖奠于柩西。至厥明、徹祖奠、又設遣奠於柩車之西、然後徹之、苞牲取下體以載之、遂行此是啓殯之後、至柩車出之節也。」この疏で言及する『儀禮』既夕礼の原文384aは「遷于祖、用軸。5a重先奠從、燭從、柩從、主人從。5b升自西階。奠俟于下、東面北上。：正柩于兩楹間、用夷床。：6a席升、設于柩西。奠設如初、巾之(注6a8：從奠設如初東面也)。：7b質明滅燭。徹者升自阼階、降自西階。乃奠如初、升降自西階(注7b6：爲遷祖奠也)。：9a有司請祖期。曰、日側。9b主人入祖、乃載。踊無筭。卒束、襲。降奠當前束(注9b8：下遷祖之奠也)。10a商祝飾柩、：10b設披屬引。：15a徹奠。：15b乃祖。：婦人降即位于階間、：16b布席、乃奠如初(注16b2：車已祖、可以爲之奠也、是之謂祖奠)。：39-5a厥明、：8a(祖奠の)徹者入、：8b徹者東。鼎入、乃奠。：10a(大遣奠の)徹者入。踊如初。徹巾、苞牲取下體」となっている。「啓殯の奠」は、殯宮で殯を啓いて柩が祖廟に移された後、殯宮から柩と

ともに移されてきた奠を供するが、この奠のことで、既夕礼注では「從奠」と表現されている。「朝廟の奠」は「遷祖の奠」に同じで、祖廟に朝した翌朝、堂上の柩に供える奠、「祖奠」は柩を堂からおろしてひつぎ車に載せ出行の準備が整った後に行う祖餞の儀において供える奠、「(大)遣奠」は祖餞の翌朝、埋葬への出立に先立って供えられる奠のこと。

〔現代語訳〕

○父の喪がすでに殯の段階にあつて、先に母を埋葬する時のことである。「自」は、從(よる)の意味。母の殯を啓いた後から、(その)葬柩が(家を)出ようとする前に至るまでは、ただ母の啓殯の奠、朝廟の奠、及び祖奠・遣奠を供えるだけであつて、殯宮で父の爲に奠を供えることはしない。だから「啓より葬に及ぶまで奠せず」と言うのは、父に奠を供えないことを言うのだ。奠を供えないとは、朝夕に新たな奠を改めて供えることせず、それ以前の奠をそのまま残しておくということである。

【疏(注に対する)】(九葉表三行)

○正義曰、不奠、謂不奠父及餘喪也。重喪所以不奠者、若營奠父事、恐葬事遲晚、務欲輕喪在先當葬者、使其速畢故也。知此不奠不據先葬者、葬是喪之大事、永離宮室、不可以不奠也。

【書き下し文】

○正義に曰く、奠せざるは、父及び余喪に奠せざるを謂ふなり。重喪の奠せざる所以の者は、若し父に奠するの事を営まば、葬事の

遅晩せんことを恐れ、務めて軽喪の先に在りて当に葬むるべき者、其をして速かに畢らしむるを欲するが故なり。此の「奠せず」の先に葬むる者に拠らざるを知れるは、葬は是れ喪の大事、永えに宮室を離るれば、以て奠せざるべからざるなり。

〔現代語訳〕

○正義に曰く、「奠せず」とは、父や（埋葬される当の人物以外の）余喪に奠を供えないことを言う。重い者に対する喪に奠を供えない理由は、もし父に奠を供える事を行うならば、（母の）埋葬の事が遅れるのではないかと恐れ、軽い者の喪で先に埋葬しなければならぬものについて、それを速やかに終わらせようとするからである。ここで言う「奠せず」が先に埋葬される者（＝母）に拠って言われているのではないと分かるのは、埋葬は喪中の大事であって、（ここで）永遠に宮室を離れるのであれば、（これから埋葬される者に対して）奠を供えないはずがないからである。

【經】（八葉裏二行）
行葬不哀次。

〔書き下し文〕

葬を行ふに次に哀まず。

〔現代語訳〕

（軽い者の）埋葬を行うに際して、（大門外の）次で哀しむことをしない。

【注】（八葉裏三行）

不哀次、輕於在殯者。

〔書き下し文〕

次に哀まざるは、殯に在る者より輕ければなり。

〔現代語訳〕

次で哀しむことをしないのは、（悲哀の情が）殯にある者に対してより軽いからである。

【疏】（八葉裏十行）

行葬不哀次者、次謂大門外之右、平生待賓之處。葬柩車出門至此、孝子悲哀、柩車暫停。今爲父喪在殯、故行葬母之時、出門外①、孝子不得爲母伸哀於所次之處、遂行而去。所以不敢若此、悲哀恐輕於在殯也。

①底本は「外」字無し。八行本により補う。

〔書き下し文〕

葬を行ふに次に哀まずとは、次は大門外の右、平生賓を待つ所の処を謂ふ。葬柩車門を出でて此に至り、孝子悲哀して、柩車暫らく停まる①。今、父喪殯に在るが爲に、故に母を葬るを行ふの時、門外に出でて、孝子、母の爲に哀を次する所の処に伸ぶるを得ず、遂に行きて去る。敢て此くの若くせざる所以は、悲哀恐らくは殯に在るより輕ければなり。

①この部分の「哀次」の解釈は、『礼記』檀弓下 9-26「君於大夫、將葬、弔於宮、及出、命引之、三步則止。如是者三、君

退。朝亦如之、哀次亦如之。」注2b10「次、他日賓客所受、大門外舍也。孝子至此而哀、君或於是弔焉」による。「哀次」の語は『礼記』雜記下42-12bにも「相揖也、哀次而退」と見えており、鄭玄は『儀礼』既夕礼39-12b「出宮。踊襲」の部分で「哀次」(12b6)と注している。ただし、『儀礼』の士喪礼(既夕礼)で、この大門外の「次」に直接言及する部分はなく、士喪礼37-7bで君が大斂を視る場合について「君至。主人出迎于外門外、見馬首不哭。還入門右、北面及衆主人袒」とあるのが、大門外で賓客を受ける位置を暗示させているに過ぎない。士礼で賓客を受ける位置を示すのは、士冠礼2-20bの「賓如主人服。贊者玄端從之、立于外門之外。擯者告、主人迎。出門左、西面再拜。賓荅拜」と士昏礼4-2bの「主人如賓服、迎于門外再拜」であり、この「外門」「門外」に対して鄭玄はいずれも「大門外」と注している(2-20b343a1)が、(111)でも「次」とは表現されていない。士冠礼2-14aに「賓出。主人送于廟門外。請禮賓。賓禮辭許。賓就次(注142)：次、門外更衣處也、以帷幕簟席爲之」とあるが、これは廟門外の「次」である。士喪礼(既夕礼)で「次」と表現されるのは士喪礼37-7a「闔門、主人揖、就次(注7a)：次、謂斬衰倚廬、齊衰聖室也」、既夕礼40-5a「闔門、主人揖衆主人、乃就次(注5a)：次、倚廬也」だけであり、曾子問篇の下文17b「摯不杖不菲不次」の「次」もこの士喪礼と同じ用例であるから、この「次」も喪に服す場所を示すものと思われる(なお、孫希旦『礼記集解』も「次、謂居喪次舍之處、廬・聖室之所在也」と解し

ている)。ただし、ここではかりに鄭玄の解釈にしたがって経文を解しておく。

【現代語訳】

「葬を行ふに次に哀まず」とは、「次」は大門外の右で、平生に賓客を待つ場所を言う。葬柩の車が出でてこの場所に至ると、孝子は悲哀して(踊を行うので)、柩車は暫らく(ここに)停まる。今、父の喪が(まだ)殯にあるので、それで母の埋葬を行うに際して、門外に出ても、孝子は母のためにこの場所で哀しみをあらわすことができず、そのまま立ち去るのだ。あえてこの場所で哀しみをあらわさないのは、悲哀の情が殯にある父に対してより軽いからである。

【疏(注に対する)】(九葉表五行)

○正義曰、解經不哀次之義。以父喪在殯爲重、今爲母至次處、而哀爲輕於在殯者、今爲在殯者所壓、不敢爲母伸哀、故云不哀次、輕於在殯者。上注云、若親同者、則除父母之外、餘喪其重喪在殯、皆爲輕喪不哀次。

【書き下し文】

○正義に曰く、経の次に哀まざるの義を解す。父喪の殯に在るを以て重しと爲す、今、母の為に次処に至りて、哀、殯に在る者より軽しと爲し、今、殯に在る者の圧する所と爲り、敢て母の為に哀を伸べず、故に「次に哀まざるは、殯に在る者より軽ければなり」と云ふ。上注に「若しくは親同じき者」と云はば、則ち父母を除くの外、

余喪も其の重喪殯に在れば、皆な輕喪の為に次に哀しまざるなり。

〔現代語訳〕

○正義に曰く、（これは）經文の「次に哀まず」の意味を説いたものである。殯にある父の喪の方を重いとするので、今、母のために（葬送の儀を行って）次のところに至っても、その哀しみは、殯にある者に対してより軽いとして、殯にある者（への悲しみ）に押されて、母のために（次で）哀しみをあらわしたりしないのだ、それで「次に哀まざるは、殯に在る者より軽ければなり」と言うのだ。上の注で「若しくは親同じき者」と言っているから、父母以外の喪についても、その重い者の喪が殯にあれば、軽い者の喪のために次で哀しむことはしないのだ。

【經】（八葉裏三行）

反葬奠、而後辭於殯、遂脩葬事。

〔書き下し文〕

葬より反りて奠し、而る後に殯①に辭（つ）げ、遂に葬事を脩む。

①ここではこの「殯」を「賓」の誤りとする鄭玄注に従って訳しておくが、原文の「殯に辭す」は母の埋葬を優先させて葬事が遅れたことを父の殯に詫びることであるように思える。

〔現代語訳〕

（母の）埋葬より戻って（父に）奠を供え、その後に（翌日に父の殯を啓くことを）賓に告げ、そのまま葬事（の準備）を営むのだ。

【注】（八葉裏四行）

殯當爲賓、聲之誤也。辭於賓、謂告將葬啓期也。

〔書き下し文〕

殯、当に賓に為るべし、声の誤りなり。「賓に辭ぐ」は、將に葬らんとして啓するの期を告ぐるを謂ふなり。

〔現代語訳〕

「殯」字は、「賓」字に作るべきである。音の（類似による）誤りである。「賓に辭ぐ」とは、これから埋葬を行う際に際して（殯のあなを）啓く時期を（賓に）告げることを言うのだ。

【疏】（九葉表一行）

反葬奠者、謂葬母、還反于父殯、然後設奠也。○而后辭於殯遂脩葬事者、辭、猶告也。謂奠父之後、孝子告語於賓、以明日啓父殯期節。

既告賓、賓出之後、遂修營葬父之事。所以葬則先輕、奠則先重者、皇氏云、葬是奪情、故從輕者爲首。奠是奉養、故令重者居先也。

〔書き下し文〕

「葬より反りて奠す」とは、母を葬り、還りて父の殯に反り、然る後に奠を設くるを謂ふなり。○「而る後に殯（↓賓）に辭し、遂に葬事を脩む」とは、辭は、猶ほ告のごとし。父に奠するの後、孝子、賓に告語（つぐ）るに、明日父殯を啓するの期節を以てするを謂ふ。

既に賓に告げ、賓出づるの後、遂に父を葬るの事を修営す。葬は則ち輕きを先にし、奠は則ち重きを先にする所以の者は、皇氏云ふ、「葬は是れ情を奪ふ、故に輕き者より首と為す。奠は是れ奉養す、

故に重き者をして居りて先んぜしむ」と。

〔現代語訳〕

「葬より反りて奠す」とは、母を埋葬してから、殯（かりもがり）されている父のところにもどり、それから奠を供えることを言ったものだ。○「而る後に殯（↓賓）に辞し、遂に葬事を脩む」とは、ここでの「辞」は、「告」（つげる）というほどの意味。父に対して奠を供えて後、孝子が、明日に父の殯を開く時節について、賓に告げることを言ったものだ。すでに賓に告げて、賓が退出して後に、そのまま父を埋葬する事を取り行っていくのだ。埋葬は軽い者を先にして、奠（を供えるに）は重い者を先にする理由について、皇侃は、「埋葬は（親から離れたくないという孝子の）情を奪うものであるから、軽い者からはじめる。奠（を供えるの）は（親に）奉侍し養ふものであるから、重い者を優先させるのだ」と言っている。

【疏（注に対する）】（九葉表七行）

○正義曰、此經辭於殯、知非告殯以將葬、而云殯當爲賓。爲告賓者、按既夕禮云、主人請啓期、告于賓之後、即陳葬事、設盥陳鼎、饌夷牀之屬。下乃云祝聲三、是告殯之事。今先云辭於殯、乃云遂脩葬事、故云殯當爲賓、謂詔告賓也、與既夕禮同。

〔書き下し文〕

○正義に曰く、此の經の「殯に辞ぐ」は、殯に告ぐるに將に葬らんとするを以てするに非ざるを知り、「殯、当に賓に爲るべし」と云ふ。賓に告ぐると爲すは、按ずるに既夕礼①、「主人、啓期を請ひ、

賓に告ぐ」を云ふの後、即ち葬事の、盥を設け鼎を陳（つら）ね、夷牀を饌（なら）ぶるの属を陳ぬ。下に乃ち「祝声すること三たび」と云ふは、是れ殯に告ぐるの事。今先ず「殯に辞ぐ」と云ひ、乃ち「遂に葬事を脩む」と云ふ、故に「殯、当に賓に爲るべし」と云ふ、賓に詔告するを謂ふや、既夕礼と同じ。

①以下は、『儀礼』既夕礼 38-15 「既夕哭、請啓期、告於賓。

夙興、設盥於祖廟門外。24 陳鼎皆如殯、東方之饌亦如之。夷床饌於階間。… 36 商祝免祖、執功布入、升自西階、盡階、不升堂。聲三、啓三、命哭」参照。鄭玄が「有司於是乃請啓期之期於主人、以告賓」（165）と注するように、啓期を（主人に）請ひ、賓に告げるのは有司であるはずなのに、ここで「主人」を主語としている理由は不明である。

〔現代語訳〕

○正義に曰く、この經の「殯に辞ぐ」が、これから埋葬を行うことを殯に（ある父に）告げるの（を言ったもの）ではないことを理解して、「殯、当に賓に爲るべし」と言ったのだ。これを賓に告げるものとするのは、思うに『儀礼』既夕礼では、「主人に、（殯のあなを）啓（ひらく）時期を請ひ尋ね、（その時期を）賓に告げる」と言った後に、葬事の（準備である）、盥（手洗いの盆）を設け鼎を並べ、（柩を遷すのに用いる）夷牀を置くといったたぐいのことを述べている。その下でようやく「祝が（殯に）声を三たびかける」と言うのが、殯に告げる事となる。今ここでは先ず「殯に辞ぐ」と言つて、それから「遂に葬事を脩む」と言っているから、（これが

葬事に先立つものであるとわかるので）それで「殯、当に賓に為るべし」と言うのだ。賓に（啓期を）告げることを行っているのである、（その儀節の順は）既夕礼と同じである。

【經】（八葉裏四行）

其虞也、先重而後輕、禮也。

【書き下し文】

其の虞するや、重きを先にし軽きを後にするは、礼なり。

【現代語訳】

虞祭を行ううにおいては、重い者を先にして軽い者を後にするのが、礼である。

【疏】（九葉表八行）

○以虞是奠之類、故亦先重後輕。以禮結之、故云禮也。按崇精問曰、葬母亦朝廟否。其虞、父與母同日異日乎。焦氏荅曰、婦未廟見、不朝廟耳。内豎職云、王后之喪、朝廟則爲之蹕也。是母喪亦朝廟明也。虞當異日也。

【書き下し文】

○虞は是れ奠の類なるを以て①、故に亦た重きを先にし軽きを後にす。礼を以て之を結ぶ、故に「礼なり」と云ふ。按ずるに崇精問ひて曰く②、「母を葬むるに亦た廟に朝するや否や。其の虞は、父と母と同日なりや異日なりや」と。焦氏荅へて曰く、「婦未だ廟見せざれば、廟に朝せず③。内豎職に云ふ④、「王后の喪、廟に朝す

れば則ち之が為に蹕（とど）む」と。是れ母の喪も亦た廟に朝すること明らかなり。虞は当に日を異にすべし⑤」と。

①「虞」を「奠の類」とするものではないが、『礼記』檀弓下9-17aに「葬日虞、弗忍一日離也。是月也以虞易奠」とある。「虞」は死者を神として祭るものであり、死者に（生前と同様に）ささげる「奠」が「虞」に置き換えられることが言われており、両者の関連性を示している。

②『礼記』曲礼下疏424bで「故鄭志崇精問焦氏云」と、『鄭志』における崇精と焦氏（焦喬）の問答が引かれていることよりすれば、ここもまた『鄭志』からの引用であろう。

③『礼記』曾子問18-17b「三月而廟見、（注17b6：謂舅姑没者也。）稱來婦也。擇日而祭於廟、成婦之義也。曾子問曰、女未廟見而死、則如之何。孔子曰、不遷於祖、不祔於皇姑、壻不杖不菲不次、歸葬于女氏之黨、示未成婦也」参照。この部分の鄭注が『儀礼』士昏礼6-1a「若舅姑既没、則婦入三月、乃奠菜」によって、「三月廟見」を舅姑が没している場合の特例と見るのに対し、焦氏は常礼と考えているようである。

④『周礼』天官・内豎723b「王后之喪、遷于宮中、則前蹕。」注23b4「喪遷者、將葬、朝于廟。」

⑤「葬日虞」（『礼記』檀弓下9-17a）を意識したものの。父の虞を先に行うのであれば、父の葬、虞と同日に母の虞を行うこととはないと判断したのであろう。

【現代語訳】

○（死者の神を祭つて奉養する）虞は（死者を生前と同じく奉養する）奠と類しているので、それで（虞も）また重い者を先にして軽い者を後にするので。（そうするのが）礼であるとして（文を）締め括るので、それで「礼なり」と言ったのだ。思うに『鄭志』では）崇精が「（父母の喪が重復した場合）母を埋葬するに際しても（その柩を以て）廟に朝することを（して父の埋葬をより遅らせることを）するのでしようか。（また）虞祭については、父と母と同じ日に行うのでしようかそれとも別の日に行うのでしようか」と質問し、焦喬が「（新）婦が（昏礼後三か月を過ぎておらず）まだ廟見していない場合は、廟に朝することはしない（が、それ以外の場合には廟に朝する）。『周礼』天官の）内豎職に「王后の喪において、（その柩を以て）廟に朝するに際しては、さきばらいつて（人の通行を）止める」とあるが、ここから母の喪においても（その柩を以て）廟に朝することが明らかである。虞については（父と母とで）別の日に行うのであろう」と答えている。

【經】（八葉裏五行）

○孔子曰、宗子雖七十、無無主婦。

〔書き下し文〕

○孔子曰く、宗子七十と雖も、主婦無きは無し。

〔現代語訳〕

○孔子は言われた、「（宗族を統括する）宗子は年七十であっても、（ともに祭祀を掌る婦人たる）主婦が必ずいるのだ。

【注】（八葉裏五行）
族人之婦、不可無統①。

①底本は「統」を「紀」に作る。八行本により改める。

〔書き下し文〕

族人の婦、統無かるべからず。

〔現代語訳〕

同族の婦人において、（それを）統括する存在を欠くわけにはいかないからである。

【經】（八葉裏六行）

非宗子、雖無主婦可也。

〔書き下し文〕

宗子に非ざれば、主婦無しと雖も可なり。

〔現代語訳〕

宗子でなければ、主婦がいなくてもかまわない」と。

【疏】（九葉裏一行）

○正義曰、此一節論宗子立後之事。凡無間而稱孔子曰者、皆記者失問也。亦此卷之通例矣。宗子、大宗子也。凡人年六十、無妻者不復娶、以陽氣絶故也。而宗子領宗男於外、宗婦領宗女於内、昭穆事重、不可廢闕、故雖年七十、亦猶娶也、故云無無主婦、言必須有也。然此謂無子孫、及有子而年幼小者、若有子孫、則傳家事於子孫、故曲

禮七十老而傳、是也。

【書き下し文】

○正義に曰く、此の一節、宗子、後を立つるの事を論ず。凡そ問ひ無くして「孔子曰く」と称する者は、皆な記者問ひを失するなり。亦た此の卷の通例なり。宗子は、大宗子なり①。凡そ人年六十、妻無き者は復た娶らず、陽氣絶ゆるを以ての故なり②。而るに宗子は宗男を外に領し、宗婦は宗女を内に領し、昭穆の事は重く、廢闕すべからず、故に年七十と雖も、亦た猶ほ聚るなり、故に「主婦無きは無し」と云ふ、必ず須らく有るべきを言ふなり。然らば此れ子孫無き、及び子有るも年の幼小なる者を謂ふ。若し子孫有れば、則ち家事を子孫に伝ふ。故に曲礼の「七十は老といひて伝ふ」③は、是れなり。

①「い」で「宗子」を「大宗子」に限定するのは、「い」に見えらる「宗子」と「主婦」を『礼記』内則 27-12a「適子庶子、祇事宗子宗婦」の「宗子宗婦」に当てているからのようである。内則注 12a9「祇、敬也。宗、大宗。」疏 12b7「適子、謂父及祖之適子、是小宗也。庶子、謂適子之弟。宗子、謂大宗子。宗婦、謂大宗子之婦。言小宗及庶子等、敬事大宗子及宗婦也」参照。ちなみに、「(大)宗子之婦」の意味で「宗婦」の語が用いられるのは内則のこの部分だけのようである。「宗婦」は『儀礼』では特性饋食礼にしか見えず（初出は 45-9b「宗婦執兩籩、戸外坐」）、そこでは同宗の婦で助祭するものの義であり、『春秋』経（莊公二十四年「戊寅、大夫宗婦覲用幣」）や

『左氏伝』（桓公六年伝 6-22a「公與文姜宗婦命之」、襄公二年伝 29-6b「齊侯使諸姜宗婦來送葬」）に見える「宗婦」や、『礼記』にあと一見する「宗婦」（祭統 49-5b「宗婦執盥從」）も『儀礼』のそれと同じ意味のようである。「大宗」、「小宗」については『礼記』喪服小記 32-7b「別子爲祖。（注 766：諸侯之庶子、別爲後世爲始祖也。謂之別子者、公子不得禰先君。）繼別爲宗。（注 767：別子之世、長子爲其族人爲宗、所謂百世不遷之宗。）繼禰者爲小宗。（注 768：別子庶子之長子、爲其昆弟爲宗也。謂之小宗者、以其將遷也。）有五世而遷之宗、其繼高祖者也。（注 769：謂小宗也。小宗有四、或繼高祖、或繼曾祖、或繼祖、或繼禰、皆至五世則遷。）」（大伝 43-10a 同文あり）参照。

②娶る年齢の上限については、『詩』周南・桃夭疏 12-14a9 以下の議論がある。「王制 13-22b 曰、「老而無妻、謂之矜。老而無夫、謂之寡。」則鰥寡年老不復嫁娶之名也。孝經（鄭）注云、「丈夫六十無妻曰鰥、婦人五十無夫曰寡也。」知如此為限者、以内則 28-10a 云、「姜雖老年、未滿五十、必與五日之御。」則婦人五十不復御、明不復嫁矣。故知稱寡以此斷也。士昏礼 註 5-119 云、「姆、婦人年五十、出而無子者」（士昏礼注は「無子、出不復嫁」に作る）、亦出於此也。本三十男二十女為昏。婦人五十不嫁、男子六十不復娶、為鰥寡之限也。巷伯傳 12-3-20b5 曰、「吾聞男女不六十不間居」（『孔子家語』好生は「間」を「同」に作る）、謂婦人也。内則 28-10a 曰、「唯及七十、同藏無間」、謂男子也。此其差也。… 14b7 易大過 3-30b「九二、老夫得其女妻、無不利。」32a「九五、老婦得其士夫、无咎无譽。」彼鄭

注云、「以丈夫年過娶二十之女、老婦年過嫁於三十之男、皆得其子。」彼言老、若容男六十婦五十猶得嫁娶者、礼宗子雖七十無主婦、是年過可以改娶、則婦人五十或可以更嫁者、言嫠寡據其不得嫁娶者耳。」また、『白虎通』嫁娶「男子六十閉房何。所以輔衰也、故重性命也」参照。

③『礼記』曲礼上 1-14b「七十曰老而傳。」注 14b10「傳家事、任子孫。是謂宗子之父。」その疏 16a9では『儀礼』喪服記 344a

「宗子孤爲殤、大功衰、小功衰、皆三月。」注 4a「言孤、有不孤者。不孤則族人不爲殤服服之也。不孤謂父有廢疾、若年七十而老、子代主宗事者也」を引いて、宗子が七十になると子に宗廟の事を伝えることを証している。これは『礼記』王制 13-18b「八十齊喪之事弗及也。」(内則 38-5b 同)注 18b4

「八十不齊、則不祭也。子代之祭、是謂宗子不孤」と齟齬するが、曲礼の疏 16b2では「但七十之時、祭祀之事、猶親爲之。其視濯漑則子孫、故序卦注云、「謂父退居田里、不能備祭宗廟、長子當親視滌濯鼎俎」(『通德遺書所見録』は鄭注とする)、是也。若至八十、祭亦不爲。故王制 13-18b 云、「八十齊喪之事不及也。」注 18b4 云、「不齊則不祭也」と両者の調和を図つてゐる。

〔現代語訳〕

○正義に曰く、この一節は、宗子が後継ぎを立てる事を論じている。およそ問いが無いのに「孔子曰く」と称しているものは、皆な記者が(その)問いを失したものである。これもまたこの巻の通例であ

る。ここでの「宗子」は、(百世不遷の)大宗子のことである。およそ人は年六十になると、妻がいなくても再び娶ることはしない、(子を儲けるための)陽氣が絶えてしまっているからである。だが宗子は宗族の男たちを外に治め、宗婦は宗族の女たちを内におさめ、(宗廟の祭祀たる)昭穆の事は重く、廃絶してはならないから、年七十になっても、なお娶るのである。だから「主婦無きは無し」と言うのだ。これは必ず(主婦が)なければならぬことを言う。ならばこれはその子孫がいなかった場合か、子(孫)がいてもまだ幼小である場合の者について言うのだ。もし子孫がいれば、(すでに)家事を子孫に伝えていることになる。だから『礼記』曲礼に「七十は老と称して(家事を子に)伝える」と言うのは、このことである。

【経】(九葉裏五行)

○曾子問曰、將冠子、冠者至、揖讓而入、聞齊衰大功之喪、如之何。
〔書き下し文〕

○曾子問ひて曰く、「將に子に冠せんとして、冠者至り、揖讓して入り①、齊衰大功の喪を聞かば、之を如何せん」と。

①『儀礼』士冠礼 2-8b「主人迎。出門左、西面再拜。賓荅拜。

主人揖贊者、與賓揖、先入、每曲揖、至于廟門、揖入、三揖、至于階、三讓」参照。

〔現代語訳〕

○曾子が質問して言った、「これから(成人した)子に冠する礼を

行おうとする際に、（烏帽子親の）冠者がすでに至り、（冠札を行う主人と）会釈してゆずりあいながら（廟門に）入って後、（主人が）斉衰や大功の喪の知らせを受けたならば、どうするのか」と。

【注】（九葉裏六行）

冠者、賓及贊者。

「書き下し文」

冠者は、賓及び贊者なり①。

①『儀礼』士冠礼では成人してこれから冠を付ける者を「將冠者」、加冠の礼を終えて冠を付けた者を「冠者」と呼び、加冠の礼をおこなう烏帽子親たる「賓」やそれを助ける「贊者」を「冠者」と呼ぶ例はない。『儀礼』士冠礼 2-10a 「賓揖將冠者。將冠者即筵坐。贊者坐櫛設纒、∴ 11a（賓）坐如初乃冠、興復位。贊者卒。冠者興」参照。士冠礼における「賓」「贊（冠者）」「將冠者」の初出はそれぞれ 1-10a 「主人戒賓、賓禮辭許。」注 10a3 「賓、主人之僚友。古者有吉事、則樂與賢者歡成之、有凶事、則欲與賢者哀戚之。今將冠子、故就告僚友使來。」1-12b 「宿贊冠者一人亦如之。」注 12b2 「贊冠者、佐賓爲冠事者、謂賓若他官之屬、中士若下士也。宿之以筮賓之明日。」（これ以後は「贊者」と称する。）2-8a 「將冠者采衣紵、在房中南面。」疏 8a9 「將冠者、即童子二十之人也。以其冠事未至、故言將冠者也。」他の經典類を通じて「賓」等を「冠者」と呼ぶのは他に例を見ないようである。

【現代語訳】

（ここで言う）「冠者」は、『儀礼』士冠礼における「賓」と「贊者」のことである。

【疏】（十葉表五行）

○正義曰、此一節論冠子逢喪之事。將冠子冠者至揖讓而入者、曾子問將欲冠子、冠者謂賓及贊者、至主人之門、而與主人揖讓而入、主人忽聞齊衰大功之喪、如之何。

「書き下し文」

○正義に曰く、此の一節、子に冠せんとして喪に逢ふの事を論ず。

「將に子に冠せんとして、冠者至り、揖讓して入る」とは、曾子問ふならく、將に子に冠せんと欲するに、「冠者」は賓及び贊者を謂ひ、主人の門に至りて、主人と揖讓して入り、主人忽ち齊衰大功の喪を聞かば、之を如何せん、と。

【現代語訳】

○正義に曰く、この一節では、（成人した）子に冠する礼を行うに際して、喪に遭遇した場合の事を論じている。「將に子に冠せんとして、冠者至り、揖讓して入る」とは、これから子に冠する礼を行うおうとした際に、「冠者」とはすなわち（烏帽子親の）賓および（賓を補助する）贊者のことであるが、彼らが（冠札を行う）主人の門に至り、主人と会釈してゆずりあいながら（廟門に）入った後に、主人が突然に斉衰や大功の喪の知らせを受けたならば、どうするのか、と曾子が問うたものである。

【經】（九葉裏六行）

孔子曰、内喪則廢、外喪則冠而不醴、徹饌而埽、即位而哭。如冠者未至則廢。

【書き下し文】

孔子曰く、内喪は則ち廢し、外喪は則ち冠して醴せず①、饌を撤して埽き、位に即きて哭す。如し冠者未だ至らざれば則ち廢す。

①「内喪」「外喪」の語は『礼記』雜記下にも見える。424a「曾子問曰、卿大夫將爲尸於公、受宿矣。而有齊衰内喪、則如之何。孔子曰、出舍乎公宮以待事、禮也。」注 425「尸重、受宿則不得哭。内喪、同宮也。」および 423a「有殯聞外喪、哭之他室。」疏 38「有殯、謂父母喪未葬、喪柩在殯宮者也。外喪、謂兄弟喪在遠者也。」ただし、前者は曾子問 1922a との重複文。

【現代語訳】

孔子は言われた、「亡くなったのが」同居の親族の場合は（冠礼を）取り止め、同居の親族でない場合は冠礼は行うものの（新成人に）醴を与える儀節はせず、（冠礼が終わったあとで、冠礼用の）膳立てを撤去して埽き清め、哭位に即いて哭す。もし（烏帽子親の）冠者がまだ到着する前（に喪の知らせを受けたの）であれば（冠礼を）取り止める。

【注】（九葉裏八行）

内喪、同門也。不醴、不醴子也。其廢者、喪成服、因喪而冠。

【書き下し文】

内喪は、同門なり。醴せずとは、子に醴せざるなり。其の廢すとは、喪、服を成し、喪に因りて冠するなり。

【現代語訳】

「内喪」は、同居の者（の喪のこと）である。「醴せず」とは、（新成人の）子に醴を与えないということだ。ここで「廢す」とあるのは、喪にあたつて、喪服を身に付け（ることによって、喪冠も付けることになるので、冠することそれ自体を廢するという意味ではなく）、喪に因つて冠を付けるということだ。

【疏】（十葉表七行）

孔子荅之云、若是大門内之喪則廢。以加冠在廟、喪則在大門之内、吉凶不可同處、故云内喪則廢。○外喪則冠而不醴者、外喪謂大門外之喪。喪在他處、猶可以加冠也。但平常吉時、三加之後、設醴以禮冠者之身。今既有喪、故直三加而已、不醴之。○徹饌而埽者、以初欲迎賓之時、未知有喪、醴及饌具既已陳設、今忽聞喪、故撤去醴與饌具、又埽除冠之舊位、令使清絜更新、乃即位而哭。如賓及贊者未至、則廢而不冠也。

【書き下し文】

孔子之に荅へて云ふ、若し是れ大門内の喪なれば則ち廢す①。冠を加ふるは廟に在り②、喪は則ち大門の内に在り、吉凶処を同じくすべからざるを以て③、故に「内喪は則ち廢す」と云ふ。○「外喪は則ち冠して醴せず」とは、外喪は大門外の喪を謂ふ。喪、他処に在

れば、猶ほ以て冠を加ふべし。但だ平常吉時は、三加の後、醴を設けて以て冠者の身を礼す④。今既に喪有り、故に直だ三加するのみにして、之に醴せず。○「饌を徹して埽く」とは、初め賓を迎へんと欲するの時、未だ喪有るを知らず、醴及び饌具既已（すで）に陳設し、今忽ち喪を聞くを以て、故に醴と饌具とを徹去して、又た冠の旧位を埽除して、清更更新ならしめ、乃ち位に即きて哭す。如し賓及び贊者未だ至らざれば、則ち廢して冠せざるなり。

①「大門」は士冠礼 2-8b/16a では「外門」と記されている。8b「立于外門之外」の鄭注 8b3「外門、大門外」参照。なお、「大門」を「外門」と記すのは『儀礼』に特有の表現のようである（ただし、『儀礼』にも「大門」の語は出現する。初出は燕礼 1-5-20a「若與四方之賓燕、則公迎之于大門内、揖讓升。」士礼の場合の初出は士虞礼 4-3-8a「及大門内、踊如初。」）

②『儀礼』士冠礼 2-9a では主人が賓等を迎え入れる場面に「至于廟門揖入、三揖至于階」とあり、冠礼の場合が廟内であることを示している。また、『礼記』冠義 61-2b「是故古者重冠、重冠故行之於廟。行之於廟者、所以尊重事。尊重事而不敢擅。尊重不敢擅尊重、所以自卑而尊先祖也。」参照。

③『儀礼』士冠礼疏 1-15a 引く『鄭目錄』に「冠禮於五禮屬嘉禮」とあるように、冠礼は嘉礼に属し、『周礼』春官・大宗伯 18-16a でも「昏冠之禮」は五礼（吉、凶、賓、軍、嘉）内の嘉礼に属すとされている。（ここでは五礼を吉凶に二分して、嘉礼も吉礼に含めたか。）

④『儀礼』士冠礼では始冠（緇布冠）、再加（皮弁）、三加（爵

弁）の後に冠者（新成人）を客位で醴することになっている。「現代語訳」

孔子が曾子に答えて言う、もしそれが大門内（に住む者）の喪だったならば（冠礼を）取り止める。冠を加えるのは廟で行い、（この場合の）喪は（寝、廟を含む）大門の内に在って、吉事と凶事を同じところで行うわけにはいれないから、「内喪は則ち廢す」と言うのだ。○「外喪は則ち冠して醴せず」とは、「外喪」は大門外（に住む者）の喪のことを言う。喪が（冠礼を行うのとは）違う場所にあれば、（喪があっても）なお冠を加えてよい。ただ平常の吉時においては、（緇布冠、皮弁、爵弁の三つの冠を加えた）三加の後に、醴（にぎりぎけ）を設けてそれを冠者（新成人）に与える礼を行うのであるが、今は喪の知らせが入っているので、ただ三加するだけで、醴を与えることはしないのだ。○「饌を徹して埽く」とは、初めに賓（烏帽子親）を迎え入れようとした時には、まだ喪の事が有るのを知らないから、醴や（脯醢などを盛った）饌具をすでに陳設してあるのだが、今、突然に喪の知らせを受けたので、醴と饌具とを徹去して、さらにまた加冠を行うはずだった場所を掃き清めて、元どおりにきれいにしてから、哭位に就いて哭するのである。もし賓や贊者がまだ到着していない（内に喪の知らせがあった）のであれば、冠礼を廢して行わないのである。

【疏（注に対する）】（十葉裏九行）

○正義曰、内喪同門者、皇氏云、謂同大門之内。云不醴不醴子也

者、按士冠禮、醴子之後、始醴賓。恐此經云不醴、是不醴賓、故云不醴子也。必知不醴子者、以經云冠者未至則廢、廢謂子身冠廢、明不醴是不醴子也。云其廢者喪成服因喪而冠者、以下文云、未及期日、因喪服而冠、是也。熊氏以即位而哭、謂在冠家即位、以文承徹饌而掃①之下。皇氏以爲即喪家之位、非也。

①底本は「掃」を「歸」に誤る。八行本により改める。
 「書き下し文」

○正義に曰く、「内喪は同門なり」とは、皇氏云ふ、「大門の内を同じくするを謂ふ」と。「醴せざるは、子に醴せざるなり」と云ふは、按ずるに士冠禮、子に醴するの後、始めて賓に醴す①。此の經に「醴せず」と云ふは、是れ賓に醴せざることならんと恐れ、故に「子に醴せざるなり」と云ふ。必ず子に醴せざるを知れるは、經に「冠者未だ至らざれば則ち廢す」と云ひ、廢するは子身冠するを廢するを謂ふを以て、明けし醴せざるは是れ子に醴せざること。「其の廢するは、喪、服を成し、喪に因りて冠す」と云ふは、以へらく下文に、「未だ期日に及ばざれば、喪服に因りて冠す」と云ふ、是れなり。熊氏、位に即きて哭するを以て、冠家に在りて位に即くと謂ふは、文、「饌を徹して之を掃く」の下に承くるを以てなり。皇氏の以て喪家の位に即くと爲すは、非なり②。

①『儀禮』士冠禮では、新成人の冠者に醴して後、冠者が母に見え、冠者に字を付けてから、賓は廟門の外に出で、冠者が兄弟等に見え、君主等へのあいさつ回りに出かけた後に、主人が一献の礼をもつて賓に醴することが記されている。

②この經文に即せば、熊氏の解釈が正しいと思われるが、熊氏のように考えたとせただちに喪家に向かわなかったのかわからない。ただ『礼記』奔喪篇56.9bに「凡爲位、非親喪、齊衰以下、皆即位哭盡哀、而東免經、即位袒成踊。」注96.10「謂無君事、又無故、可得奔喪、而以己私未奔者也。父母之喪、則不爲位、其哭之、不離聞喪之處。齊衰以下、更爲位而哭、皆可行乃行。」とあり、この鄭注によれば、私の事情により齊衰以下の喪に直ちに奔ることができなかった場合は、位を設けて哭することになる。ここでも冠禮という私事によつて直ちに奔喪できなかった場合として処理されているか。

【現代語訳】

○正義に曰く、「内喪は同門なり」とは、皇侃は、「大門の内を同じくする（親族の喪の）ことを言う」と言っている。「醴せざるは、子に醴せざるなり」と言うのは、思うに（『儀禮』士冠禮では、（新成人の）子に醴を与えた後に、始めて賓に醴を与える形になっている。（よつて）この經で「醴せず」と言うのが、賓に醴を与えないことと誤解されるのを恐れて、そこで「子に醴せざるなり」と言ったのだ。（この「醴せず」が）子に醴を与えないことであると間違はなくわかるのは、經文に「冠者未だ至らざれば則ち廢す」と言っており、（ここで）廢するのは子みずから冠するのを廢することと言うことから、（ここで）「醴せざる」も子に醴を与えないことであるのが明らかなのだ。「其の廢するは、喪、服を成し、喪に因りて冠す」と言うのは、下文に、「未だ期日に及ばざれば、喪服

に因りて冠す」と言うのが、これに当たると。熊安生が、「位に即きて哭す」について、冠礼を行う家において哭位に即くと云っているのは、この一文が「冠礼用の」饌を徹して之を掃く」の下を承けるものだからである。皇侃が喪のあつた家の哭位に即くと解するのは、誤りである。

【経】（九葉裏九行）

如將冠子、而未及期日、而有齊衰大功小功之喪、則因喪服而冠。

【書き下し文】

如し將に子に冠せんとして、未だ期日に及ばずして、齊衰大功小功の喪有れば、則ち喪服に因りて冠す。

【現代語訳】

もし（新成人の）子に冠を加えようとして、まだ（冠礼の）期日に及ばないうちに、齊衰大功小功の喪が有つた場合は、喪服に因つて（喪）冠を加え（て成人の証とす）る。

【注】（九葉裏十行）

廢吉禮而因喪冠、俱成人之服。及、至也。

【書き下し文】

吉礼を廢して喪に因りて冠するは、俱に成人の服なればなり。及は、至なり。

【現代語訳】

吉礼（の冠礼）を廢して喪に因つて喪冠を付け（て成人の証とす）

るのは、（冠礼で用いる吉冠も喪で身に付ける喪冠も）ともに成人の服であるからだ。「及」は、「至（いたる）」の意味。

【疏】（十葉裏二行）

○①既荅曾子之間、遂言未及期日有喪之禮、故②云、未及期日、而有齊衰大功小功之喪。○則因喪服而冠者、孔子言、冠日尚遠、不可以吉加冠、故廢其吉禮、則因著喪之成服、而加喪冠也。

①底本では標起止の「如將至而冠」に続けて以下が記されている。八行本もここに空格を設けていないが、意を以て「○」を補う。

②底本は「故」を「期」に誤る。八行本に従い改める。

【書き下し文】

○既に曾子の問ひに荅へ、遂に未だ期日に及ばずして喪有るの礼を言ふ、故に、「未だ期日に及ばずして、齊衰大功小功の喪有り」と云ふ。○「則ち喪服に因りて冠す」とは、孔子言ふ、冠日尚ほ遠し、吉を以て冠を加ふべからず、故に其の吉礼を廢し、則ち喪の成服を著くるに因りて、喪冠を加ふるなり。

【現代語訳】

○すでに曾子の問いに荅えたあとで、引き続いて、（冠礼の）期日に及ばないうちに喪が有つた場合の礼を言ったものである。だから「未だ期日に及ばずして、齊衰大功小功の喪有り」と言っているのだ。○「則ち喪服に因りて冠す」とは、（ここで）孔子が言っているのは、冠礼の期日までになお日数があり、（すでに喪の凶事に遭

っている以上) 吉礼によって冠を加えることができないから、この吉礼を廢して、成人用の喪服を着けることに因って、喪冠を加えるということだ。

【疏(注に対する)】(十一葉表二行)

○正義曰、吉冠、是吉時成人之服。喪冠、是喪時成人之服。今既有凶、廢吉禮而因喪冠、故云俱成人之服也。

【書き下し文】

○正義に曰く、吉冠は、是れ吉時の成人の服。喪冠は、是れ喪時の成人の服。今既に凶有り、吉礼を廢して喪に因りて冠す、故に「俱に成人の服なればなり」と云ふ。

【現代語訳】

○正義に曰く、吉冠は吉時の成人の服(における冠)、喪冠は喪時の成人の服(における冠)である。今すでに(喪の)凶事があったので、吉礼を廢して喪に因って喪冠を付け(ることで成人となった証とし)たのだ。だから「俱に成人の服なればなり」と言うのだ。

【經】(九葉裏十行)

除喪不改冠乎。

【書き下し文】

喪を除きて改め冠せざるか。

【現代語訳】

(曾子は尋ねた。)「喪が除かれた後に改めて(吉)冠を加えるこ

とをしないのですか」と。

【疏】(十葉裏二行)

除喪不改冠乎者、曾子既得夫子引類以荅之、仍疑而發問云、此人因喪服而冠、除喪之後、不更改易而行吉冠之禮乎。

【書き下し文】

「喪を除きて改め冠せざるか」とは、曾子既に夫子の類を引きて以て之に荅ふるを得るも、仍ほ疑ひて問を發して云ふ、「此の人喪服に因りて冠す、喪を除くの後、更に改易して吉冠の礼を行はんか」と。

【現代語訳】

「喪を除きて改め冠せざるか」とは、曾子はすでに孔子が(先の質問の)関連事項について答えるのも聞き得たのであるが、なお疑問があつて問いを發し、「この人は喪服に因って冠を加えたにすぎないから、喪が除かれた後に、更に改めて吉冠の礼を行うのか」と尋ねたのだ。

【經】(十葉表一行)

孔子曰、天子賜諸侯大夫冕弁服於大廟、歸設奠、服賜服。於斯乎、有冠醮無冠醮。

【書き下し文】

孔子曰く、天子、諸侯大夫に冕弁服を大廟に賜はば、歸りて奠を設け、賜服を服す。斯に於てか①、冠醮有りて冠醮無し。

①「於斯乎」は「於是乎」（または「於此乎」）に同じであるが、後者が『春秋左氏伝』を中心として經典類に頻出するのに対し、前者はここにしか見えない。

【現代語訳】

孔子は言われた、天子が、諸侯大夫に冕服や弁服を大廟において下賜した場合は、（諸侯大夫は自国に）帰つてから祭壇を設けて（宗廟で祭り、その際に）下賜された服を着用する。ここでは、醴法による冠礼が行われ、醴を用いる（本来の形の）冠礼は行われないのだ。（これと同様に、喪冠によつて冠礼が行われた場合も、喪が明けて後に、改めて本来の形の冠礼を行うことはしないのだ。）

【注】（十葉表三行）

酒爲醴。冠禮、醴重而醴輕。此服賜服、酌用酒、尊賜也。不醴、明不爲改冠。改冠、當醴之。

【書き下し文】

酒を醴と爲す。冠礼、醴重くして醴輕し。此れ賜服を服し、酌むに酒を用ふるは、賜を尊ぶなり。醴せざれば、明けし改め冠するを爲さざること。改め冠すれば、当に之に醴すべし。

【現代語訳】

酒を（用いて、酬酢の返杯を行わないのを）醴と言うのだ。冠礼においては、醴（を用いる礼）が重く（酒を用いる）醴は軽い。ここを下賜された服を着用し、酌むのに酒を用いるのは、（天子から）下賜されたことを尊ぶ（が故に、自ら主人としてふるまって返杯す

ることをしない）からだ。（ここで）醴（を用いる礼）を行わないのであれば、（この醴法による冠礼とは別に）改めて冠礼を行わないことは明らかだ。（というのも）改めて冠礼を行うのであれば、当然、醴（を用いる礼）が行われるはずだからである。

【疏】（十葉裏三行）

○此一經孔子引類答曾子除喪不合改冠之事。所以然者、謂諸侯①幼弱未冠、總角從事、至當冠之年、因朝天子、天子而賜諸侯大夫或弁或冕之服於天子大廟之中。榮君之賜、歸設奠祭於己宗廟。此時身服所賜之服、更不改冠也。○於斯乎有冠醴無冠醴。斯、此也。於此之時、唯有冠之醴法、行醴以相燕飲、無有冠之醴法、謂不用醴以禮受服者之身。所以然者、凡改冠則當用醴。今既受服於天子、不可歸還更改爲初冠禮法。然則既因喪而冠、不可除喪更改爲吉冠也。

①經文および疏の下文で「諸侯大夫」とあり、注に対する疏で引かれるほぼ同文の皇侃説が「諸侯及大夫」となっていることよりすれば「大夫」二字が落ちてゐる可能性が高いが、八行本も同じであるので、ここではテキストを改めないでおく。

【書き下し文】

○此の一經、孔子類を引きて曾子に喪を除きて合（まさ）に改め冠すべからざるの事を答ふ。然る所以の者は、謂（おも）へらく諸侯幼弱にして未だ冠せず①、總角にして②従事すれば、当に冠せんとするの年に至りて③、因りて天子に朝し、天子而して諸侯大夫に或

は弁、或は冕の服を④天子大廟の中に賜ふ⑤。君の賜を榮とし、歸りて奠を設け己が宗廟に祭る⑥。此の時身に賜ふ所の服を服し、更に改め冠せざるなり。○「斯に於てか、冠醮有りて冠醮無し」とは、「斯」は、「此」なり。此の時に於て、唯だ冠の醮法有りて、醮を行ひて以て相ひ燕飲し、冠の醮法有る無し、醮を用ひて以て服を受くる者の身を礼せざるを謂ふ。然る所以の者は、凡そ改め冠すれば則ち當に醮を用ふべし。今既に服を天子より受くれば、帰還して更に改めて初冠の礼法を為すべからず。然らば則ち既に喪に因りて冠し、喪を除きて更に改めて吉冠を為すべからざるなり。

①「幼弱」については、『礼記』曲礼上₁₁₄「人生十年曰幼、學。二十曰弱、冠」参照。

②「總角」の語は『礼記』内則_{275a}に「男女未冠笄者、鷄初鳴、咸盥漱、櫛、縱、拂髦、總角、衿纓、皆佩容臭」と見え、てい。あげまき。

③諸侯が冠する年齢(十二歳)については、『礼記』冠義疏_{15b}に議論がある。本訳注稿(一)(第38集、2014年)113頁参照。そこで言及しなかった資料として『荀子』大略「古者匹夫五十而士。天子諸侯子十九而冠、冠而聽治、其教至也。」がある。

④『大戴礼記』公符(冠)で「公冠四加女冕」とあることよりすれば、「或弁」は大夫、「或冕」は諸侯について言うか。諸侯の「四加」については、『礼記』冠義疏(本訳注稿(一)122頁)参照。大夫には固有の冠礼が無く士と同じであることについては『儀礼』記冠義_{3-13a}、『礼記』郊特牲_{26-15b}

の「無大夫冠禮、而有其昏禮。古者五十而后爵、何大夫冠禮之有服」参照。服の等級については『周礼』春官・司服_{21-6a}「王之吉服」以下を参照。(爵)弁が冕に次ぐものであることについては、『儀礼』士冠礼_{2-1a}「爵弁服、纁裳、純衣、緇帶、鞅鞅。」注_{1a6}「爵弁者、冕之次、其色赤而微黑、如爵頭然。」参照。同注_{2-6b8}では「爵弁者、制如冕黑色、但無纁耳」と(冕)が冕に類似したものであることを言う。

⑤この礼については不明。天子が諸侯に車服を賜う礼は、『儀礼』覲礼_{27-4b}に「天子賜侯氏以車服、迎于外門外、再拜」と見えているが、これは侯氏の館(やど)に使者を使わせて賜うものであり、天子が大廟の中で賜うわけではない。『周礼』春官・小宗伯_{19-5b}で「掌衣服車旗宮室之賞賜」とあるのも、その注_{5b5}に「王以賞賜有功者、書曰、車服以庸」とあるように有功者に賜うもの。この注が引く『尚書』は舜典_{3-9b}(益稷_{5-10b}同文)。『詩』小雅・采芣_{151-3a}にも「君子來朝、何錫予之。雖無予之、路車乘馬」と天子が車服を賜う場面が見えるが、新成人に対するものではない。

⑥この礼についても不明。『儀礼』覲礼では「饗禮乃歸」(27-6b)とだけ記されていて、帰国後の儀節は一切記されていない。ただし、聘礼に「使者が家に帰り祭奠する儀」が記されていることよりすれば、諸侯についても同様の儀節が存在していたはずである。

[現代語訳]

○この一経は、孔子が同類のことがらを引き合いにして、喪が明け後に改めて冠礼を行うべきではないことを曾子に答えたものだ。なぜ（改めて冠礼を行うべきでない）かと言えば、思うに、諸侯が年少でまだ冠を着けず、あげまきのままで（天子のお膝元で）仕事に就いた場合は、冠礼を行う年齢になると、そこで天子に朝見し、天子は（この）諸侯大夫にあるいは弁、あるいは冕の服を天子の大廟のうちで下賜する。（諸侯大夫は）君から賜ったことを荣誉として、（国に）帰って祭壇を設けて自分の（家の）宗廟で祭る。その時には賜った服を身に付けて（そのこと）によって冠礼を行ったものとして、さらに改めて冠礼を行うことはしない。（だから、喪礼に因って冠を付けた場合も、喪が明けた後に改めて冠礼を行うことはしないのだ。）○「斯に於てか、冠醴有りて冠醴無し」とは、「斯」は、「此（これ）」の意味。この時には、ただ冠礼の醴法だけがあって、（酒による）醴法を行って相互に燕飲して、冠礼の醴法は行わず、醴（にこりぎけ）を用いて（新たに）服を受ける者の身を礼することはしないことを言うのだ。なぜそうなるのかと言えば、改めて冠礼を行うのであれば醴を用いる（本来の形で行う）べきであるが、いまずでに服を天子から賜っているのだから、（国に）帰還して（その賜った服を身に付けるのとは別に）さらに改めて（新成人として）初めて冠をかぶる礼法をするわけにはいかないのだ。であるならば、すでに喪に因って冠を付けた場合も、喪が明けてさらに改めて吉冠をかぶる（礼を行うこと）はできないのだ。

【疏（注に対する）】（十一葉表三行）

○正義曰、按士冠禮云、若不醴則醴用酒、是酌酒爲醴。謂之醴者、鄭注云、酌而無醴酢曰醴。皇氏云、醴亦無醴酢、而云酒無醴酢者、以酒有醴酢爲常禮、故無醴酢乃謂之爲醴。云冠禮醴重而醴輕者、按士冠禮、適子三加於阼、乃醴於客位。醴是古之酒、故爲重。士冠禮又云、若庶子、則冠於房外、南面遂醴焉。醴既用酒、酒是後代之法、故爲輕也。按士冠禮、若不醴則醴用酒。注云、若不醴、謂國有舊俗可行、聖人用焉不改者也。如鄭此言、則行周禮者、適子用醴、庶子用醴。若用先王舊俗者、雖適子與庶子同用醴。先王是夏殷也、雖在周前、因而用也。醴之所以異於醴者、醴則三加之後、摠一體之。醴則每一加而行一醴、凡三醴也。云酌用酒尊賜也者、謂諸侯大夫既受賜服、而歸祭告之後、使人酌酒以飲己、榮上之賜、不醴酢也。云不醴明不爲改冠者、受賜服而來、若其改而更冠、應從適子之尊、冠必酌醴以醴之。今既不醴、明不改冠也。皇氏云、謂諸侯及大夫幼弱未冠、總角從事、當冠之年、因朝天子、而賜之服、故歸還不改冠也。義或然也。

【書き下し文】

○正義に曰く、按ずるに士冠礼云に云ふ、「若し醴せざれば則ち醴に酒を用ふ」と、是れ酒を酌みて醴を為すなり。之を醴と謂ふは、鄭注に云ふ、「酌みて醴酢無きを醴と曰ふ」と①。皇氏云ふ、「醴も亦た醴酢無きに、酒に醴酢無しと云ふは、酒は醴酢有るを常礼と為すを以て、故に醴酢無くして乃ち之を謂ひて醴と為す」と②。「冠礼、醴重くして醴輕し」と云ふは、按ずるに士冠礼、適子三たび阼に加へ、乃ち客位に醴す③。醴は是れ古の酒、故に重しと為す。士

冠礼 3-6b 又た云ふ、「若し庶子ならば、則ち房の外に冠して、南面して遂に醮す」と。醮は既に酒を用ふ、酒は是れ後代の法、故に輕しと為す。按ずるに士冠礼、「若し醮せざれば則ち醮に酒を用ふ」。注 1a3 に云ふ、「若し醮せざれば、国に旧俗の行ふべきもの有りて、聖人焉を用ひて改めざる者を謂ふなり」と。鄭の此の言の如くんば、則ち周礼を行ふ者、適子は醮を用ひ、庶子は醮を用ふ。若し先王の旧俗を用ふれば、適子と雖も庶子と同じく醮を用ふ。先王は是れ夏殷なり、周の前に在りと雖も、因りて用ふるなり。醮の醮に異なる所以は、醮は則ち三たび加ふるの後、摠て之に一醮す。醮は則ち一たび加ふる毎に一醮を行ひ、凡て三醮なり④。「酌むに酒を用ふるは、賜を尊ぶなり」と云ふは、諸侯大夫既に賜服を受けて、歸り祭りて告ぐるの後、人をして酒を酌みて以て己に飲ましむ、上の賜を榮とし、醮せざるを謂ふなり。「醮せざれば、明けし改め

冠するを為さざること」と云ふは、賜服を受けて来たり、若し其れ改めて更に冠すれば、応に適子の尊に従ひて、冠するに必ず醮を酌みて以て之に醮すべし。今既に醮せざれば、明けし改め冠せざること。皇氏云ふ、「謂へらく諸侯及び大夫幼弱にして未だ冠せず、總角にして従事すれば、冠するの年に當りて、因りて天子に朝して、之が服を賜ふ、故に帰還して改め冠せざるなり」と。義或は然り⑤。

①『礼記』昏義 61.5a 「父親醮子而命之迎」注 5b4 も同じく「酌而無醮酢曰醮」の解が与えられている。また『儀礼』士昏礼

・記 6.8a 「庶婦則使人醮之」注 8a7 「酒不醮酢曰醮」参照。

②これと類似した議論は、『儀礼』士冠礼疏 3-118 にも見えてくる。

③『儀礼』記冠義 3-12a 「適子冠於阼、以著代也。醮於客位、加有成也。」(『礼記』郊特牲 26-15a 同文、また同冠義 61-1b は「故冠於阼、以著代也。醮於客位、三加彌尊、加有成也」に作る) 参照。

④『儀礼』士冠礼 3-1a 「若不醮、則醮用酒。… 2b 始加、醮用脯醢。(注 2b3 : 始加者、言一加一醮也。)… 3b 加皮弁如初儀、再醮、攝酒、其他皆如初。加爵弁如初儀、三醮、有乾肉折俎嗜之、其他如初」参照。

⑤この皇侃説とほぼ同文が経に対する疏で語られており、どのような意味で「義或は然り」と評しているのか明確ではないが、おそらく、どのような場合に天子が諸侯大夫の新成人に冕弁服を賜うのかを説明したのものとして皇侃説を引いているのであろう。

〔現代語訳〕

○正義に曰く、思うに(『儀礼』士冠礼では「もし(新成人に)醮(に)りざけ)で礼するのでなければ酒を用いて醮の儀節を行う」と言っているが、これが酒を酌んで醮の儀節を行うということだ。

これを醮と言うことについては、鄭玄の注に「(さけを)酌んで(献ずるが)醮酢(の返杯)を行わないのを醮と言うのだ」と言っており、皇侃は「醮(で礼する場合)もまた醮酢を行わないのに、(この注で)酒について醮酢を行わないと言っているのは、酒(の場合)は醮酢を行うのを常礼とするから、醮酢を行わない場合にはじめてこれを「醮」と呼ぶのだ」と言っている。「冠礼、醮重くして醮輕

し」と言うのは、思うに〔儀礼〕土冠礼では、適子には阼階（の上）で三たび（冠を）加えて、そこで（西階の上の）客位で醴を与える（形になつてゐる）。醴は昔の酒であるから、重んじ（て適子の礼に用い）るのだ。土冠礼ではまた「もし庶子ならば、房（奥の間）の外で冠を加え、南面してそのまま醴の儀節を行う」と言つてゐる。醴の儀節では酒を用いることになつており、酒（を用いるの）は後代のしかたであるから、軽んじ（て庶子の礼に用い）るのだ。思うに土冠礼では「もし醴で礼するのでなければ酒を用いて醴の儀節を行う」とあつて、その（鄭）注では「もし醴で礼するのでなければ」というのは、その国に（礼として）行うべき旧俗が残つてゐて、聖人がそれを（そのまま）用いて改めなかつたものについて言うのだ」と言つてゐる。鄭玄のこの言葉にしたがえば、周の礼を行う者は、適子には醴を用いて、庶子には醴（の法）を用いるのであるが、もし先王の旧俗を用いるならば、適子であつても庶子と同じく醴（の法）を用いることになる。（ここで言う）先王は夏殷のことであり、周の前にあるのだが、そのまま（その礼を）用いることになる。醴（の法）が醴（を用いる礼）と異なるのは、醴（を用いる礼の場合）は三たび（冠を）加えた後に、まとめて冠者に一醴を与えるが、醴（の法）は一たび（冠を）加える毎に一醴を行つて（冠者に酒を与え）、つごう三醴を行う（点である）。「酌むに酒を用ふるは、賜を尊ぶなり」と言うのは、諸侯大夫がすでに賜服を受けて、（国に）帰つて（宗廟で）祭つて（祖先に）報告した後に、人に酒を酌ませて自分に（献じて）飲まさせるが、天子からの下賜を榮譽として、（自分が主人としてふるまつて）酬酢（の返杯）を

しないことを言つたものだ。「醴せざれば、明けし改め冠するを為さざる」と言うのは、賜服を受けて（国にもどつて）来たのであるが、ここでもし改めて更に冠礼を行うのであれば、適子の尊位にふさわしい形で、冠礼において必ず醴を酌んで冠者に醴（による礼）を行わなければならないはずである。（だが）今ここでは醴（による礼）を行わないのであるから、改めて冠礼を行わないことは明らかである。皇侃は、「思うに諸侯や大夫が年少でまだ冠を着けず、あげまきのままで（天子のお膝元で）仕事に就いた場合は、冠礼を行う年齢になると、そこで天子に朝見し、（天子は）これに（冠と）服を下賜する。だから（国に）帰還して改めて冠礼を行うことはしないのだ」と言つてゐるが、あるいはその通りであろう。

【經】（十葉表四行）

父没而冠、則已冠埽地、而祭於禩。已祭而見伯父叔父、而后饗冠者。

〔書き下し文〕

父没して冠すれば、則ち已に冠して地を埽ひ、禩に祭る。已に祭りて伯父叔父に見へ、而る后に冠者を饗す。

〔現代語訳〕

父が没して後に冠礼を行うならば、すでに冠礼を終えてから（冠礼で用いた所の）地を掃ひ清め、禩廟（＝父廟）で祭つて成人した姿を父に報告する。祭り終えてから伯父叔父に見えて、そのあとで（烏帽子親たる）冠者をもてなす。

【注】(十葉表五行)

饗、謂禮之①。

【書き下し文】

饗は、之を礼するを謂ふ。

①『儀礼』士冠礼 2-14b では賓を礼することについて、「請醴賓。賓禮辭許。賓就次。… 15b 乃醴賓以壹獻之禮」と言われるだけで「饗」の字は用いられていないが、同・士昏礼 5-13a では「舅姑共饗婦以一獻之禮」と、同じく一獻の礼で婦をもてなすことが「饗」の字で表現されており、鄭玄はここに「以酒食勞人曰饗」(13a)と注している。ここで「醴」字を用いずに「禮」字を用いていることについては、上の士冠礼に付けられた鄭注 14b2 「此醴當作禮。禮賓者、謝其自勤勞也」参照。

【現代語訳】

「饗」は、これ(＝烏帽子親である「冠者」)を(醴を用いて)礼することを言う。

【疏】(十葉裏七行)

○孔子既荅其問、又釋父没加冠之禮。故云父没而冠、則加冠已冠之後、掃地而祭於禰廟。已祭之、而見伯父叔父。見伯叔之後、乃饗冠者。

【書き下し文】

○孔子既に其の問ひに荅へ、又た父没し加冠するの礼を釈す。故に

云ふ、「父没して冠すれば、則ち加冠して已に冠するの後、地を掃ひて禰廟に祭る。已に之を祭りて、伯父叔父に見ゆ。伯叔に見ゆるの後、乃ち冠者を饗す」と。

【現代語訳】

○孔子はすでに曾子の問いに荅えたので、さらに父が没している時の加冠の礼を講釈したのである。だから、「父が没してから冠礼を行うならば、加冠してすでに冠礼を終えた後に、(冠礼で用いた)地を掃ひ清めて禰廟に祭(り)、成人した姿を父に見せ)る。すでに(禰廟に)祭り終えてから、伯父叔父に見える。伯叔に見えた後に、ようやく(烏帽子親である)冠者を饗するのだ」と言うのである。

【疏(注に対する)】(十一葉裏一行)

○正義曰、按士冠禮、醴賓以壹獻之禮。此云饗冠者、前注云、冠者賓及贊者、此即是饗賓及贊者。此父没而冠、按士冠禮云、若孤子、則父兄戒宿。冠之日、主人紛而迎賓、拜揖讓立于序端、則冠身①自迎賓。皇氏云、冠者諸父迎賓、非禮也。

①「冠」下に「者」字を欠くか、「者」を「身」に誤ったものと思われるが、八行本も同じであるので、ここではテキストを改めないでおく。

【書き下し文】

○正義に曰く、按ずるに士冠礼 2-14b に、「賓を醴するに壹獻の礼を以てす」と。此に「冠者を饗す」と云ふは、前注に云ふ、「冠者は賓及び贊者」なり、此れ即ち是れ賓及び贊者を饗す。此れ父没し

て冠す、按ずるに士冠礼 3-25 に云ふ、「若し孤子なれば、則ち父兄戒（つ）げ宿（すす）む。冠の日、主人（|| 孤子）紵（かみゆひ）して賓を迎へ、押し揖讓して序端に立つ」と、則ち冠するもの身自（みずか）ら賓を迎ふ。皇氏、「冠者の諸父、賓を迎ふ」と云ふは、礼に非ざるなり。

〔現代語訳〕

○正義に曰く、思うに（『儀礼』）士冠礼には「賓を醴（を用いて礼）するには（主人が賓に献じ、賓が主人に返杯の酢をし、次に主人がまず自ら酌んで飲み、更に酌んで賓に返杯の酬をするという）一献の礼による」とある。ここで「冠者を饗す」と言うのは、前注で、「冠者は賓及び贊者」と言われる（冠者に対しての）ものであり、つまりは賓および贊者を饗することだ。これは父が没して後に冠礼を行うものであるが、思うに士冠礼に、「もし孤子であれば、父（|| 諸父・おじ）または兄（|| 諸兄・いとこ）が（賓に）告げて（参加を）すすめる。加冠の日には、主人（|| 孤子）がかみゆい姿で賓を迎え、押し揖讓して序の端に立つ」と言っているのであれば、（この場合は）冠するもの自身が（主人として）賓を迎えるのである。（よって）皇侃が「冠者の諸父が、賓を迎える」と言っているのは、礼に外れている。

（付記）本研究は J S P S 科 研 費 1 7 K 0 2 2 0 6 による成果の一部である。